

その駐車スペース

必要な人のために空けてください



ご利用には利用証が必要です



歩行困難でかつ、障害者、介護を必要とする方や妊産婦、けが人などの方を対象に利用証を発行しています。ご利用には申請が必要です。下記のウェブサイトをご参照してください。

秋田県障害者等用 駐車区画利用制度

障害者等用駐車区画は、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のために設けられた専用駐車区画です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

秋田県健康福祉部 障害福祉課

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 TEL: 018-860-1331 / FAX: 018-860-3866

<https://www.pref.akita.lg.jp/> 秋田県公式ウェブサイト [美の国あきたネット] から

駐車区画制度 検索



ウェブサイト



電子申請

※電子申請できます。